

令和 2 年 第 4 回

雫石町農業委員会総会
会 議 録

令和 2 年 4 月 23 日 開催

雫石町農業委員会

雫石町農業委員会総会会議録

令和2年4月23日 第4回雫石町農業委員会総会を総合福祉センター大会議室に招集する。

1、出席した農業委員は次のとおりである。

1	番	岡	森	喜	与	一
2	番	上	和野	忠		一
3	番	一	本木	孝		久
4	番	山	本	長		栄
5	番	上	野			哲
6	番	小	赤澤	悦		子
7	番	佐	々木	秀		子
8	番	新	田	善		男
9	番	木	村	正		美
10	番	諏	訪	剛		郎

2、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

雫	石	小	谷	地	明	弘
雫	石	長	坂	則		雄
雫	石	細	川			仁
雫	石	田	村	國		彦
御	所	藤	本			伸
御	所	米	澤	正		記
御	所	川	口	英		敏
西	山	高	橋	浩		之
西	山	岡	本	忠		美
西	山	野	々村	正		男
西	山	櫻	田	一		夫
西	山	葛	根田	善		栄
御	明神	伊	藤	庄		一
御	明神	林	尻	勇		人
御	明神	中	村	守		男
御	明神	石	塚	正		美
御	明神	横	欠	初		男

3、欠席した委員は次のとおりである。

農業委員

11 番 八丁野 よし子

農地利用最適化推進委員

御 所 細 川 健 一

4、職務のため出席した職員

事務局長 上 村 光 俊

主 査 高 橋 直 也

主 査 上 路 里 子

5、総会の案件は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第5号 令和元年度雫石町農業委員会活動計画の点検・評価について

議案第6号 令和2年度雫石町農業委員会活動計画について

会長が議長席につき、本日の会議には農業委員10名、農地利用最適化推進委員17名の委員が出席しており、定足数に達しており会議は成立することを宣し、令和2年第4回農業委員会総会の開会を宣言した。

とき 午後2時00分

議 長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議 長 諸般の報告を行います。
事務局から説明をお願いします。

上村事務局長 (資料に基づき説明)

議 長 只今事務局から説明がありました。
今回の現地確認委員につきましては、8番 新田 善男 委員、7番 佐々木 秀子 委員、高橋 浩之 推進委員、藤本 伸 推進委員、葛根田 善栄 推進委員、伊藤 庄一 推進委員が行っております。

す。

農地転用許可における完了報告書提出に係る現地調査報告について、番号1を 藤本 伸 推進委員、番号2を 葛根田 善栄 推進委員にお願いします。

藤本 推進委員

御所地区、藤本です。

番号1についてですが、場所は8ページにあります、「農転完了：〇〇」となっているところで、県道〇〇線を〇〇から〇〇方面へ向かった南西約600mに位置します。

こちらは、農業用施設用地として〇〇と〇〇等を新設する目的で農地転用の申請がされたもので、転用目的の通りすべての工事が完了していることを確認しました。

以上、報告といたします。

葛根田 推進委員

西山地区、葛根田です。

番号2についてですが、場所は9ページにあります、「農転完了：〇〇」となっているところで、〇〇の〇〇東側に隣接する場所です。

こちらは、〇〇用地として整備する目的で農地転用の申請がされたもので、転用目的の通りすべての工事が完了し、〇〇として利用されていることを確認しました。

以上、報告といたします。

議 長

農地の現状変更に関する届出に係る現地調査報告について、7番 佐々木 秀子 委員 にお願いします。

7番 佐々木委員

7番、佐々木です。

番号1についてご報告いたします。場所は9ページにあります「現状変更完了：〇〇」となっているところで〇〇の北側にある〇〇の東側に隣接する場所です。

こちらは、農地が低地であり水ハケが悪かったことから、その改善として盛土を行い利用するために現状変更の申請がされたものであり、現地に行くと〇〇の〇〇とほぼ同じ高さに盛土しきれいに整地されており、計画の通り完了していることを確認しました。作物については、農作業委託で〇〇を作付すると聞いております。

以上、報告といたします。

議 長

確認委員の報告が終わりました。

これに質問などございませんか。

委 員

「なし」の声

議長 なければ、これで諸般の報告を終わります。

議長 これより本日の議事日程に入ります。
日程第1、会議録署名人及び書記の指名を議題といたします。
お諮りいたします。
本案件につきましては、雫石町農業委員会規則第13条の規定により、当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、会議録署名人には、10番 諏訪 剛郎 委員。
2番 上和野 忠一 委員。
書記には、事務局の高橋主査、上路主査を指名します。

議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
この総会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。
これにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

高橋主査 ただいま上程されました議案について説明いたします。
2ページをお開き願います。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
農地法第3条第1項の規定による許可申請について、可否の決定を
求めるものであります。
令和2年4月23日提出 雫石町農業委員会会長 岡森 喜与一

次のページをお開き願います。
許可申請事項について説明いたします。
番号1 ○○が所有する、田3筆、面積計○○㎡について、○○と
売買しようとするものであります。

番号2 ○○が所有する、田17筆、畑2筆、面積計○○㎡について、○○と使用貸借しようとするものであります。

以上説明いたしました案件に係る調査書を5ページに添えておりますが、農地法第3条第2項の規定に該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと思われま。

なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。

質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、現地確認全般を8番新田善男委員、番号1を藤本伸推進委員にお願いします。番号2を高橋浩之推進委員にお願いします。

8番 新田委員

8番、新田です。

現地調査全般について、ご報告いたします。

4月15日、第2班の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局が現地調査を行い、申請のあった農地並びにその周辺の農地の利用状況を確認いたしました。

すべての案件につきまして、譲受人または借受人にかかる申請内容、営農計画などから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

また、地域に及ぼす影響については、一般的な栽培計画、利用計画であることから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

調査全般についての報告は以上です。

藤本 推進委員

御所地区、藤本です。

番号1について、ご報告いたします。場所は32ページにあります、「3条：○○・○○」となっているところで、○○にある○○の○○付近になります。詳細な位置などは、別冊資料の1～2ページをご覧ください。

本件は、土地の売買による有償移転ですが、○○さんが高齢化に伴い耕作できないということから、○○さんが頼まれて購入し耕作するものだと聞いております。

現地は水田として適切に管理されており、売買後も同様に利用する計画ですので問題ないものと思われま。

以上で報告といたします。

高橋 推進委員

西山地区、高橋です。

番号2について、ご報告いたします。場所は31ページにあります、「3条：〇〇・〇〇」となっているところで、〇〇から東側へ400m付近一帯の場所になります。詳細な位置などは、別冊資料の3～4ページをご覧ください。

本件は、〇〇さんの後継者であった〇〇さんが亡くなったことから、継続して農業者年金を受給するため、孫の〇〇さんと使用貸借を行うものと聞いております。

現地を確認したところ適切に管理されており、また、利用状況が変わるものでもないことから問題はないものと思われまます。

以上で報告といたします。

議 長 現地確認委員の報告が終わりました。
只今から質疑に入ります。
質疑ございませんか。

委 員 「なし」の発声

議 長 なければこれで質疑を終結します。
これより採決に入ります。
議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手であります。
よって、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第4、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

高橋主査 ただいま上程されました議案について説明いたします。
6ページをご覧ください。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
農地法第4条第1項の規定による許可申請について、意見の決定を求めるものであります。

令和2年4月23日提出 雫石町農業委員会会長 岡森 喜与一

次のページをお開き願います。

許可申請事項について説明いたします。

番号1 ○○が所有する、田1筆、面積○○㎡について、○○用地として○○を新築しようとするものであります。

本案件につきましては、当該農地は農振法に規定する農用地区域内の農地であります。同法の農用地利用計画において農業用施設用地に指定されていることから、農地転用許可基準を満たしているものと思われま。

なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。

質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、番号1を伊藤 庄一 推進委員にお願いします。

伊藤 推進委員

御明神地区、伊藤です。

番号1について、ご報告いたします。報告に先立ちまして一点申し上げたいことがございますが、申請者の○○さんは○○在住となっておりますが、間違いなく○○地区の後継者でありこの地区で農業をしてくれるものと信じておりますので、その点を考慮の上ご審議いただきたいと思ひます。

今回ご審議いただきますのは、資料の一番最後のページに地図が載っております。総会案件資料の5～6ページに詳細な位置、7ページに配置図、現況写真が8ページにあります。現況は保全管理されており、事前着工もなく問題ないものと思われま。

以上で報告といたします。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。

只今から質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番 木村委員

9番、木村です。

○○さんは、町内で水田面積はいくらやっているか。その部分説明いただければ。工事費が○○万円かかるので、高額であるので。栗石に大部面積がないと大変なのではないかなと思ひますので。

高橋 主査

耕作面積については押さえておりませんでした。○○さんは○○の○○さんの長男で、栗石町で認定農業者にもなっており、間違いなく経営改善計画の中でこの○○を建設するという計画で規模拡大を

目指している方です。

9番 木村委員 面積がわからないとすれば、いくら位の出荷計画を組んでいるのか、もし説明等あるのであれば教えていただきたいと思います。

高橋 主査 経営改善計画では、平成30年2月時点で、作付面積が〇〇aを5年後〇〇aまで面積を増やす予定でございます。生産量は平成30年時点で〇〇トンから5年後で〇〇トンに増やす計画としています。

9番 木村委員 この〇〇で〇〇トン〇〇をやるのか教えてほしい。

高橋 主査 資料の方で〇〇の能力については添付されておりましたが、これまで農協に任せていたものを自前でやることによって効率化をはかって規模拡大に繋げたいという計画でございます。

議 長 ほかにございませんでしょうか。

委 員 「なし」の発声

議 長 なければこれで審議を終結します。
これより採決に入ります。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手であります。
よって、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第5、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

高橋主査

ただいま上程されました議案について説明いたします。

8ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、意見の決定を求めるものであります。

令和2年4月23日提出 雫石町農業委員会会長 岡森 喜与一

次のページをお開き願います。

許可申請事項について説明いたします。

番号1 ○○が所有する、田2筆、面積計○○㎡を、○○新築のため、次男の○○に贈与するものであります。

本案件につきまして申請農地は、市街地に近接した小集団の農地であることから第2種農地に該当し、集落に接続して設置される住宅であることから農地転用許可基準を満たしているものと思われま

す。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。

質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、番号1を 8番 新田 善男 委員にお願いします。

8番 新田委員

8番、新田です。

番号1について報告いたします。場所は32ページにあります、「5条：○○・○○」となっている所で、○○から○○方面へ約100m向かった場所に位置します。詳細な位置などは、別冊資料の9～15ページをご覧ください。

本件は、○○さんの次男である○○さんが、○○を新築するという内容で農地転用の申請があったため、現地を確認して参りました。

次男の○○さんは、現在、○○市に在住していますが、今回、実家の近くに引っ越し農業の手伝いなども行う予定だと聞いております。

現地を確認したところ保全管理されており、土地のまわりには道路、住宅もあるため、周囲に与える影響もないことから問題ないものと思われま

す。なお、事前着工はありませんでした。

以上で報告といたします。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。

只今から質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委員 「なし」の発声

議長 なければこれで質疑を終結します。
これより採決に入ります。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「挙手多数」

議長 挙手多数であります。

よって、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。

この議案については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限の議案審議がありますので、番号1から番号18までと、番号19と、番号20、番号21と、番号22から番号30までを分割して審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の発声

議長 異議なしと認め、番号1から番号18までと、番号19と、番号20、番号21と、番号22から番号30までを分割して審議いたします。

議長 初めに、農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、番号1から番号18までを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋主査 ただいま上程されました議案について説明いたします。

10ページをお開き願います。

議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、雫石町長から農用地利用集積計画について意見を求められたので、これに対する意見の決定を求めるものであります。

令和2年4月23日提出 雫石町農業委員会会長 岡森 喜与一

次のページをお開き願います。

利用権設定の計画内容について説明いたします。

番号1 ○○が所有する、田1筆、面積○○㎡について。

番号2 ○○が所有する、田5筆、面積計○○㎡について、○○とそれぞれ新規に利用権を設定しようとするものであります。

番号3 ○○が所有する、田17筆、面積計○○㎡について、○○と利用権を再設定しようとするものであります。

番号4 ○○外2名が所有する、田2筆、面積計○○㎡について、○○と新規に利用権を設定しようとするものであります。

番号5 ○○が所有する、田2筆、面積計○○㎡について、○○と。

番号6 ○○が所有する、田17筆、面積計○○㎡について、○○とそれぞれ利用権を再設定しようとするものであります。

番号7 ○○が所有する、田14筆、面積計○○㎡について、○○と。

番号8 ○○が所有する、田3筆、面積計○○㎡について、○○と。

番号9 同じく○○が所有する、田4筆、面積計○○㎡について、○○と。

番号10 ○○が所有する、田1筆、面積○○㎡について、○○と。

番号11 ○○が所有する、田16筆、面積計○○㎡について、○○と。

番号12 同じく○○が所有する、田1筆、面積○○㎡について、○○とそれぞれ新規に利用権を設定しようとするものであります。

番号13 ○○が所有する、田1筆、面積○○㎡について、○○と利用権を再設定しようとするものであります。

番号14 ○○が所有する、田9筆、面積計○○㎡について、○○と。

番号15 ○○が所有する、田3筆、面積計○○㎡について。

番号16 ○○が所有する、田2筆、面積計○○㎡について、○○とそれぞれ新規に利用権を設定しようとするものであります。

番号17 ○○が所有する、田2筆、面積計○○㎡について、○○と利用権を再設定しようとするものであります。

番号18 ○○が所有する、田1筆、面積○○㎡について、○○と新規に利用権を設定しようとするものであります。

いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

以上で説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。

ここで農地利用最適化推進委員の意見を求めるところであります

が、新型コロナウイルス感染症予防対策として総会開催時間の短縮を図るため、農地利用最適化推進委員の意見を省略いたします。

議長 　　ただ今から質疑に入ります。
質疑ございませんか。

委員 　　「なし」の発声

議長 　　なければこれで質疑を終結します。
これより採決に入ります。
議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、番号1から番号18までについて、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 　　「全員挙手」

議長 　　全員挙手であります。
よって、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、番号1から番号18までについて、原案のとおり決定いたしました。

議長 　　次に、農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、番号19を議題といたします。

この議案については、〇〇 推進委員に関する事項があることから、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事に参与ができませんので、この議案の審議が終結するまで退席をお願いします。

(〇〇 推進委員 退席)

高橋主査 　　引き続き、利用権設定の計画内容について説明いたします。
23ページをご覧ください。
番号19 〇〇が所有する、田2筆、畑2筆、面積計〇〇㎡について、〇〇と新規に利用権を設定しようとするものであります。
本案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。
以上で説明とさせていただきます。

議長 　　事務局の説明が終わりました。
ただ今から質疑に入ります。
質疑ございませんか。

委員

「なし」の発声

議長

なければこれで質疑を終結します。

これより採決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、番号19について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手であります。

よって、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、番号19について、原案のとおり決定いたしました。

(〇〇 推進委員 着席)

議長

次に、農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、番号20、番号21を議題といたします。

この議案については、〇番 〇〇 委員に関する事項があることから、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事に参与ができませんので、この議案の審議が終結するまで退席をお願いします。

(〇番 〇〇 委員 退席)

議長

それでは、農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、番号20、番号21について事務局の説明を求めます。

高橋主査

引き続き、利用権設定の計画内容について説明いたします。

23ページをご覧ください。

番号20 〇〇が所有する、田1筆、面積〇〇㎡について、〇〇と利用権を再設定しようとするものであります。

番号21 同じく〇〇が所有する、畑1筆、面積〇〇㎡のうち〇〇㎡について、〇〇と新規に利用権を設定しようとするものであります。

いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

以上で説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委員 「なし」の発声

議長 なければこれで質疑を終結します。
これより採決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、番号20、番号21について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。

よって、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、番号20、番号21について、原案のとおり決定いたしました。

(○番 ○○ 委員 着席)

議長 次に、農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、番号22から番号30までを議題といたします。

この議案については、私に関する事項があることから、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事に参加できませんので、この議案の審議が終結するまで退席します。

尚、議長は雫石町農業委員会規程第4条により、会長が欠けたときは、会長の職務代理者が職務を代理するとありますので、上和野 忠一 会長職務代理者に議長をお願いします。

(岡森 喜与一 会長 退席)

(上和野 忠一 会長職務代理者 議長席に着席)

議長(職務代理者) 岡森 喜与一 会長が退席しましたので、暫時議長を務めます。
議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、番号22から番号30までについて、事務局の説明を求めます。

高橋主査 引き続き、利用権設定の計画内容について説明いたします。

24ページをご覧ください。

番号22 ○○が所有する、田8筆、面積計○○㎡について。

番号23 ○○が所有する、田2筆、面積計○○㎡について。

番号24 ○○が所有する、田4筆、面積計○○㎡について。

番号25 ○○が所有する、田5筆、面積計○○㎡について。

番号26 ○○が所有する、田4筆、面積計○○㎡について。

番号27 ○○が所有する、田5筆、面積計○○㎡について。

番号28 ○○が所有する、田1筆、面積○○㎡について、○○とそれぞれ利用権を再設定しようとするものであります。

番号29 ○○が所有する、田2筆、面積計○○㎡について。

番号30 ○○が所有する、田1筆、面積○○㎡について、○○とそれぞれ新規に利用権を設定しようとするものであります。

いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

以上で説明とさせていただきます。

議長（職務代理者） 事務局の説明が終わりました。
ただ今から質疑に入ります。
質疑ございませんか。

委員 「なし」の発声

議長（職務代理者） なければこれで質疑を終結します。
これより採決に入ります。
議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、番号22から番号30までについて、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長（職務代理者） 全員挙手であります。
よって、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、番号22から番号30までについて、原案のとおり決定いたしました。

（上和野 忠一 会長職務代理者が自席へ移動）

（岡森 喜与一 会長 着席）

議長 日程第7、議案第5号、令和元年度雫石町農業委員会活動計画の点検・評価についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

高橋主査 ただいま上程されました議案について説明いたします。
29ページをお開き願います。
議案第5号、令和元年度雫石町農業委員会活動計画の点検・評価について

令和元年度雫石町農業委員会活動計画に関し別紙のとおり点検・評価することについて決定を求めるものであります。

令和2年4月23日提出 雫石町農業委員会会長 岡森 喜与一

別冊の議案第5号「令和元年度雫石町農業委員会活動計画の点検・評価について」をご覧ください。

1ページをお開き願います。

点検評価の案について説明いたします。

1、農業委員会の状況につきましては、平成30年度末の状況であり、記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。

2ページ目から5ページ目までは、農地利用最適化の推進に係る事務に関するもので、現状及び課題については説明を省略させていただきます。

II、担い手への農地の利用集積・集約化であります。

2、令和元年度の目標及び実績については、集積目標3,844haのところ、実績は現在農林課が県と調整中であるため暫定値ですが3,785ha、うち新規実績が40.8ha、達成率が98.5%でございます。こちらの数値については確定次第修正させていただくことについてご了承願います。

3、目標に向けた活動については、活動計画を、「農地中間管理機構との連携を強化し、地域集積協力金、経営転換協力金、耕作者集積協力金等の活用により担い手への利用集積を促進する。11月 農地利用意向調査による農地中間管理機構への斡旋」としており、活動実績は、「農地中間管理機構の活用により、貸出希望農家に対し経営転換協力金等の制度説明等を行い、利用集積の促進を図った。11～2月、農地利用意向調査の実施。3月、農地利用意向調査を踏まえ農地中間管理機構へ情報提供した」といたしました。

4、目標及び活動に対する評価については、目標に対する評価を「農地の全体面積から考えると妥当である」、活動に対する評価を「貸出希望農家等に対し農地中間管理機構を通じて、規模拡大希望農家への集積の促進が図られているが、複合経営を行っている農家が多いことから全体的に集積面積は増えない」といたしました。

次のページをお開き願います。

III、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進であります。

2、令和元年度の目標及び実績でございますが、参入目標については、2経営体対し実績は1経営体。達成状況は50%、参入目標面積1.6ha対し実績は1.56ha、達成状況は97.5%ございました。

3、目標の達成に向けた活動でございます。活動計画は、「新たに

農業を始めたい方の相談に応じ、関係機関が連携し、就農から経営開始に向けた農業技術等の研修支援や、給付金や奨励金の交付により就農・経営開始初期の不安定な生活を支援する。随時、新規就農者相談」としており、活動実績は、「随時、新規就農者の相談を受けている」といたしました。

4、目標及び活動に対する評価でございます。

目標に対する評価は「過去の新規就農者実績から考えると妥当である」、活動に対する評価は「新規就農希望者からの相談は無く、新規参入希望企業からの相談1件のみだったが就農に繋がった」といたしました。

次のページをご覧ください。

IV、遊休農地に関する措置に関する評価でございます。

2、令和元年度の目標及び実績でございますが、解消目標面積3.0haに対し解消実績5.2ha、達成状況173%でございます。

3、2の目標の達成に向けた活動でございます。

活動実績について、委員及び農業委員会協力員の皆様の御協力を頂きまして、活動計画のとおり農地の利用状況調査、農地利用意向調査、その他の活動を実施いたしまして、最終的に確定した遊休農地の面積等については第32条第1項第1号遊休農地151筆35.8ha、第32条第1項第2号遊休農地11筆4.7ha、合計162筆40.5haとなっております。

4、目標及び活動に対する評価でございます。

目標に対する評価は「遊休農地解消に向けた目標としては妥当である」、活動に対する評価は「遊休農地解消に向けた取り組みが概ね出来ている」といたしました。

次のページをお開き願います。

V、違反転用への適正な対応でございます。

2、令和元年度実績でございますが、実績0ha、増減なしでございます。

3、活動計画・実績評価でございますが、活動計画は「制度の周知を推進し、農地パトロール等の防止活動を継続する。6～7月、農地利用状況調査と併せて農地パトロールを実施。随時、毎月の総会案件に係る現地確認に併せてパトロールを実施」としており、活動実績でございますが「6～7月、農地利用状況調査と併せて農地パトロールを実施した。随時、毎月の総会案件に係る現地確認に併せてパトロールを実施した」、活動に対する評価は「違反転用防止活動としては妥当である」といたしました。

次のページをお開き願います。

VI、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。

1、農地法第3条に基づく許可事務については、年間の処理件数24件で不許可件数はございませんでした。各点検項目につきましては記載のとおりです。

2、農地転用に関する事務については、年間の処理件数21件あり、各点検項目につきましては記載のとおりです。

次のページをお開き願います。

3、農地所有適格法人からの報告への対応について、4、情報の提供等については、記載のとおりですのでお目通し願います。

次のページをお開き願います。

VII、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容でございます。

農業委員及び推進委員の皆様から頂いた意見書に、農地利用最適化等に関する事務に関するご意見などが多数ございましたので、まとめて記載させていただきました。

要望・意見は、「後継者不足、担い手不足、分散錯圃、圃場の維持管理問題等の解消」でございます。

対処内容は、「人・農地プランの実質化等の話合いの場に積極的に参画、解決策を検討する」と「農地中間管理事業の活用、多面的機能支払制度による改修等を進める」といたしました。

VIII、事務の実施状況の公表等については記載のとおりでございます。

以上で、令和元年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価について説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。
ただ今から質疑に入ります。
質疑ございませんか。

委員

「なし」の発声

議長

なければこれで質疑を終結します。
これより採決に入ります。
議案第5号、令和元年度雫石町農業委員会活動計画の点検・評価について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声

議長

異議なしと認め、議案第5号、令和元年度雫石町農業委員会活動計画の点検・評価について、原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第8、議案第6号、令和2年度雫石町農業委員会活動計画につ

いてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋主査

ただいま上程されました議案について説明いたします。

総会提出案件 30ページをお開き願います。

議案第6号、令和2年度雫石町農業委員会活動計画について

令和2年度雫石町農業委員会活動計画を別紙のとおり定めることについて決定を求めるものであります。

令和2年4月23日提出 雫石町農業委員会会長 岡森 喜与一

別冊の議案第6号「令和2年度雫石町農業委員会活動計画」をご覧ください。

1ページ目から4ページ目につきましては、令和2年度雫石町農業委員会活動計画の案でございます。

こちらにつきましては、例年朗読しておりますが、2月に事前にご説明した通りですので省略させていただきます。

5ページ目をお開き願います。

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございます。

1、農業委員会の状況であります。主な部分について説明いたします。

1、農家・農地等の概要、総農家数1,373戸、自給的農家数254戸、販売農家数1,119戸、農業就業者数1,840人、認定農業者数247、認定新規就農者数3、集落営農経営数9経営体。

2、農業委員会の現在の体制は記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。

II、担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

1、現状及び課題でございますが、現状は、管内の農地面積6,020ha、これまでの集積面積は、暫定値ですが3,785ha、集積率62.9%。

課題としては、「農業従事者の減少・高齢化等により、担い手の規模拡大も厳しくなっており、早急に対策を講じ利用集積を図る必要がある」としました。

2、令和2年度の目標及び活動計画でございますが、目標については、集積面積3,885ha、うち新規集積面積100haとします。

目標案設定の考え方については、記載のとおりでございます。

活動計画でございますが、「農地中間管理機構と連携し、地域集積協力金、経営転換協力金、耕作者集積協力金等の活用により担い手への利用集積を促進する」としました。

こちらに用いました集積面積は暫定値であることから、面積が確定

次第、関連する数値についても修正させていただくことをご了承願います。

Ⅲ、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

1、現状及び課題でございますが、現状及び課題は、記載のとおりでございます。

2、令和2年度の目標及び活動計画でございますが、参入目標数2経営体、目標面積は1.6haとしました。

活動計画でございますが、記載のとおり例年と同様に随時新規就農者相談としました。

次のページをお開き願います。

Ⅳ、遊休農地に関する措置であります。

1、現状及び課題でございますが、現状及び課題は、記載の通りでございます。

2、令和2年度の目標及び活動計画でございますが、目標については、現在の遊休農地面積の約1割となる4.0haを解消目標としました。

活動計画については農地利用状況調査、農地利用意向調査、その他につきまして、例年と同様でございますので説明を省略させていただきます。

Ⅴ、違反転用への適正な対応であります。

1、現状及び課題でございますが、現状は違反転用面積0haでございます。

2、令和2年度の活動計画でございますが、「制度の周知を推進し、農地パトロール等の防止活動を継続する」としました。

以上で令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。
ただ今から質疑に入ります。
質疑ございませんか。

委員

「異議なし」の声

議長

なければこれで質疑を終結します。
これより採決に入ります。
議案第6号、令和2年度雫石町農業委員会活動計画について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め、議案第6号、令和2年度雫石町農業委員会活動計画について、原案のとおり決定いたしました。

議 長

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。
これをもちまして本日の会議を閉会といたします。
大変ご苦勞さまでございました。

とき 午後3時15分

以上が令和2年4月23日 午後2時00分より、雫石町総合福祉センター大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 2 年 4 月 23 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 2 番

10番
